

申 告 . 処 分 . 裁 決 時 系 列

				審 判 所 判 断	
平成23年3月期 代表取締役K	法人税修正申告 26. 9. 8				
	ア. Kに支払った代理店報酬を役員給与として損金不算入	加算	〇〇		
	イ. Kの代理店報酬としての事業所得の計算上控除した事業経費を必要経費として損金不算入	減算	〇〇		
	法人税更正処分 26. 10. 20				一部取消
	Eをみなし役員とみなしてEに支払った代理店報酬を役員給与として損金不算入	加算	19,295,000	損金算入	#####
平成24年3月期 代表取締役K	法人税修正申告 26. 9. 8				
	ア. Kに支払った代理店報酬を役員給与として損金不算入	加算	〇〇		
	イ. Kの代理店報酬としての事業所得の計算上控除した事業経費を必要経費として損金不算入	減算	6,455,627		
	法人税更正処分 26. 10. 20				一部取消
	Eをみなし役員とみなしてEに支払った代理店報酬を役員給与として損金不算入	加算	6,610,300	損金算入	-6,610,300
	消費税等の更正の請求 26. 9. 8				
	Eに支払った代理店報酬は課税仕入に該当する	減算	6,610,300		
	消費税通知処分 26. 10. 20				一部取消
	Eに支払った代理店報酬は課税仕入に該当しない	加算	6,610,300	課税仕入	-6,610,300
	Kが支払った事業経費は課税仕入れに該当しない	加算	6,455,627	処分適法	
平成25年3月期 代表取締役E	法人税修正申告 26. 9. 8				
	ア. Eに支払った代理店報酬を役員給与として損金不算入	加算	〇〇		
	イ. Eの代理店報酬としての事業所得の計算上控除した事業経費を必要経費として損金不算入	減算	7,820,237		
	上記イの事業経費認定損の損金不算入		7,820,237	処分適法	棄却
	上記イの事業経費のうち課税仕入れに該当しない		7,814,037	処分適法	棄却

注 上記の外、復興特別法人税、国税の付帯税及び源泉所得税の納税告知処分に関する事項は省略した。